

本書の内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁	該当箇所	誤	正
1445	表中 備考	(781頁)	(878頁)

以下の告示、通知等により、本書の内容に一部改正、追加情報がありましたので追補いたします。

- 平成27年3月31日 厚生労働省告示第193号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示
厚生労働省告示第195号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示
- 平成27年3月27日 保医発0327第11号 平成27年4月以降の地域加算の取扱いについて
- 平成27年3月27日 厚生労働省保険局医療課事務連絡 東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について
- 平成27年3月30日 厚生労働省保険局医療課事務連絡 疑義解釈資料の送付について（その13）
- 平成27年4月15日 厚生労働省保険局医療課事務連絡 平成27年度における「データ提出加算」の取扱いについて

頁	該当箇所	改正前	改正後
981	施設基準告示 特掲診療料 第六・三 〔E101-2/E101-3/E101-4/E101-5 ポジトロン断層撮影 等〕	下から3行目 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）第4条第1項	高度専門医療に関する研究等を行う <u>国立研究開発法人に関する法律</u> （平成20年法律第93号） <u>第3条の2</u>
1453	施設基準告示 特掲診療料 第四・四の四 〔C007-2 介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する者〕	下から22行目 同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護、同条第3項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第7項に規定する介護予防通所介護又は同条第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護	<u>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた医療介護総合確保推進法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護、介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護</u>
		下から17行目 第8条の2第9項	第8条の2 <u>第7項</u>
		下から12行目 介護保険法第115条の45第2項第一号の規定による介護予防サービス（介護予防訪問介護等に限る。）又は	介護保険法 <u>第115条の45第1項第一号イに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を行う者又は医療介護総合確保推進法附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第115条の45第2項第一号の規定による介護予防サービス（介護予防訪問介護等に限る。）若しくは</u>

疑義解釈資料

その13(平成27年3月30日・事務連絡)

589・590頁 基本診療料 【80】 A308-3 地域包括ケア病棟入院料

問1 地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料の届出様式(様式50・50の2)において、「⑥ 直近6月間における転棟患者数」の内訳として「(7) 自院の療養病棟」のみが記載されているが、自院の他病棟へ転棟した患者数は「⑥ 直近6月間における転棟患者数」に含まれるのか。

答 含まれる。「⑥ 直近6月間における転棟患者数」欄には、病棟の種別を問わず、自院の他病棟へ転棟した全ての患者数を記載すること。

1313頁 特掲診療料 【93】 K通則16 100分の80に相当する点数を算定する手術

問8 第2章第10部通則16の規定により、K664に掲げる手術については、地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、「所定点数」の100分の80に相当する点数により算定することとなるが、この場合の「所定点数」には第10部の通則に掲げる加算点数は含むか。

答 含まない。

662頁 基本診療料 【参考1】 A218 地域加算

関係通知

平成27年4月以降の地域加算の取扱いについて

(平成27年3月27日 保医発0327第11号)

地域加算については、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)等の定めにより、「一般職の職員の給与に関する法律」(昭和25年法律第95号。以下「法」という。)第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域その他の厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者について、同令で定める級地区分に準じて所定点数に加算することとしています。

今般、法及び人事院規則の改正により同令で定める地域及び級地区分が見直され、平成27年4月1日より施行されることとなりますが、平成27年4月1日以降の地域加算の算定に係る地域及び級地区分については、当面の間、なお従前の例によることとするので、その取扱いについて遺漏なきよう、周知徹底をお願いします。

また、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ」(平成24年厚生労働省告示第165号)の別表第四から別表第六に定める地域加算の取扱いについても同様とするので、併せて周知徹底をお願いします。

467頁 基本診療料 【64】 A245 データ提出加算

関係事務連絡

平成27年度における「データ提出加算」の取扱いについて

（平成27年4月15日 厚生労働省保険局医療課）

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成26年3月5日付け保医発0305第1号。以下「施設基準通知」という。）の別添3の第26の4において、データ提出加算の施設基準等が定められているところですが、平成27年度におけるデータ提出加算に係る具体的な手続き等の取扱いは下記のとおりとしますので、貴管下の保険医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 データ提出加算の届出を希望する病院であって、平成27年4月1日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院でない病院

(1) 必要な届出等の流れについて

- ① 当該病院は、施設基準通知に定める様式40の5を、平成27年5月20日、8月20日、11月20日又は平成28年2月22日までに地方厚生（支）局医療課長を經由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。
- ② 様式40の5の届出を行った病院は、当該届出の期限となっている月の翌月から起算して2月分（当該届出の期限が平成28年2月22日である場合のみ、当該届出の期限となっている月を含む2月分）の試行データを作成し、DPC調査事務局に提出すること。なお、厚生労働省保険局医療課（以下「保険局医療課」という。）が様式40の5を受領した後、DPC調査事務局より試行データ作成に係る案内を電子メールにて送信するので、これに従って試行データを作成すること。
- ③ 保険局医療課は、DPC調査事務局に提出された試行データが適切に作成及び提出されていることを確認した場合は、病院あてにその旨を通知（以下「データ提出通知」という。）する。
- ④ データ提出通知を受けた病院は、施設基準通知に定める様式40の7にデータ提出通知の写しを添付して地方厚生（支）局に届出を行うことで、データ提出加算を算定することができる。なお、入院データのみ提出する場合はデータ提出加算1、入院データに加え外来データも提出する場合はデータ提出加算2を届け出ること。
- ⑤ 様式40の7の届出を行った病院は、当該届出が受理された月の属する四半期からデータを作成（以下「本データ」という。）し、「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料（以下「調査実施説明資料」という。）において指定する期日及び方法により、DPC調査事務局に提出すること。

(2) 試行データの作成及び提出方法について

本データに準じた取扱いとするため、作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。また、試行データの作成及び提出に係るスケジュール等を以下の表にまとめたので、併せて参照すること。なお、データ提出加算2の届出を希望する病院であっても、試行データの作成においてはE F統合ファイルは入院のみの作成とし（外来は作成不要）、試行データ作成対象月の入院症例全てについて作成すること。

	様式40の5 届出期限	試行データ 作成対象月	様式1の作成対象症例		試行データ 提出期限
			入院日	退院転棟日	
第1回目	5月20日	6月、7月	6月1日入院～	6、7月退院転棟	8月22日
第2回目	8月20日	9月、10月	9月1日入院～	9、10月退院転棟	11月22日
第3回目	11月20日	12月、1月	12月1日入院～	12、1月退院転棟	2月22日
第4回目	2月22日	2月、3月	2月1日入院～	2、3月退院転棟	4月22日

※ 第4回目の試行データのみ、作成対象月が様式40の5届出期限の月を含めた2月分になっていることに注意すること。

(3) 本データの作成及び提出方法について

作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。なお、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日付け保医発0305第3号）に定めるとおり、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等（提出期限の超過、提出方法の不備又はデータ不備等）が認められた場合は、当該月の翌々月について、データ提出加算を算定できなくなるため、十分注意すること。

また、様式1は、試行データ作成対象月の初月の1日以降の入院症例であって、本データ作成対象月の退院転棟症例について作成すること。

（例）平成27年5月20日までに様式40の5の届出を行い、6月及び7月の試行データ提出等を経て9月末日までに様式40の7の届出を受理された病院は、7月から9月の本データを作成することとなるが、当該データは、平成27年6月1日以降に入院し、7月から9月に退院転棟した患者を対象とする。

2 データ提出加算の届出を希望する病院であって、平成27年4月1日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院である病院**(1) 「その他病棟グループ」（別紙参照）に係る入院基本料等の届出を行っていない病院**

「その他病棟グループ」に係る入院基本料等の届出を行っていないため、DPC対象病院又はDPC準備病院として提出しているデータの内容と、本データとの内容に相違が生じない場合に限り、様式40の7の届出のみを行うことで当該加算を算定できる。なお、この場合は様式40の7にデータ提出通知を添付する必要はない。

(2) 「その他病棟グループ」に係る入院基本料等の届出を行っている病院

- ① 当該病院は、様式40の5を、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。
当該届出を行った病院は、当該届出が地方厚生（支）局に受領された月の属する四半期分のデータを提出する際には、通常DPC対象病院又はDPC準備病院として提出しているデータに「その他病棟グループ」のデータも加えた全病棟のデータを作成し、DPC調査事務局に提出すること。なお、このデータを試行データとして見なすため、提出期限は通常のスケジュールと同様である。
- ② 保険局医療課は、DPC調査事務局に提出された試行データが適切に作成、提出されていることを確認した場合は、病院あてにデータ提出通知を発出する。
- ③ データ提出通知を受けた病院は、様式40の7にデータ提出通知の写しを添付して地方厚生（支）局に届出を行うことで、データ提出加算を算定することができる。なお、入院データのみ提出する場合はデータ提出加算1、入院データに加え外来データも提出する場合はデータ提出加算2を届け出ること。
- ④ 様式40の7の届出を行った病院は、当該届出が受理された月の属する四半期分からその他病棟グループを含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日及び方法によりDPC調査事務局に提出すること。

3 データ提出加算1（入院データ）から加算2（入院データ及び外来データ）への変更を希望する病院

- (1) データ提出加算1から加算2への変更を希望する病院は、様式40の7を用いて届出を行うこと。この場合、以下に該当する病院は、データ提出通知の写しを添付する必要はない。
 - ① 平成24年3月31日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院であった病院
 - ② 平成26年3月31日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院であり、平成26年度において「その他病棟グループ」に係る届出を行っていないため、様式40の5及び試行データの提出を行うことなく様式40の7の届出を行った病院
 - ③ 2(1)に該当する病院であり、様式40の5及び試行データの提出を行うことなく様式40の7の届出を行った病院

(2) 当該届出が受理された月の属する四半期分から外来分も含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日及び方法によりDPC調査事務局に提出すること。

なお、データ提出加算2の届出を行っている病院が、外来データを提出しないものとして、データ提出加算1へ届出を変更することはできない。

4 その他留意事項等

(1) 様式の提出先については、以下のとおりであること。

① 「様式40の5」

病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課

② 「様式40の7」

病院の住所地を管轄する地方厚生（支）局各都県事務所又は指導監査課

(2) データ提出加算に係る施設基準は、様式40の5の届出時点で満たすことは必須ではなく、様式40の7の届出時点で満たしていれば良いこと。

(3) データに関する種々の連絡は、様式40の5にて登録された連絡担当者に電子メールにて送信されるため、確認漏れのないよう注意すること。

(別紙)

グループ	入院基本料・特定入院料等
一般病棟グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・一般病棟入院基本料（7対1、10対1、13対1、15対1） ・特定機能病院入院基本料（一般） ・専門病院入院基本料（7対1、10対1、13対1） ・救命救急入院料 ・特定集中治療室管理料 ・ハイケアユニット入院医療管理料 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料 ・小児特定集中治療室管理料 ・新生児特定集中治療室管理料 ・総合周産期特定集中治療室管理料 ・新生児治療回復室入院医療管理料 ・一類感染症患者入院医療管理料 ・小児入院医療管理料 ・短期滞在手術等基本料（3のみ） ・救急患者として受け入れた患者が、処置室、手術室等において死亡した場合で、当該保険医療機関が救急医療を担う施設として確保することとされている専用病床に入院したものとみなされるもの（死亡時の1日分の入院料等を算定するもの）も含む。
精神病棟グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病棟入院基本料（10対1、13対1、15対1、18対1、20対1） ・特定機能病院入院基本料（精神） ・精神科救急入院料 ・精神科急性期治療病棟入院料（1および2） ・精神科救急・合併症入院料 ・児童・思春期精神科入院医療管理料
その他病棟グループ	上記以外 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設等入院基本料 ・短期滞在手術等基本料（2） ・回復期リハビリテーション病棟入院料 ・亜急性期入院医療管理料 ・地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料含む） ・結核病棟入院基本料 ・療養病棟入院基本料 ・特殊疾患入院医療管理料 ・認知症治療病棟入院料 等

※ 「その他病棟グループ」について、ここに掲げている9つの入院基本料等はいくまで例示であり、「その他病棟グループ」には「一般病棟グループ」及び「精神病棟グループ」以外の病棟全てを含むことに注意すること。

参 考

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について

（平成27年3月27日 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置（別添〔略〕参照）については、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について」（平成26年9月24日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、平成27年3月31日までの取扱いとすることを示していたところであるが、同年4月1日以降の取扱いは、下記のとおりとするので、貴管下の関係団体、現に特例措置を利用している保険医療機関等に周知徹底を図るようよろしくお願ひしたい。

また、今後、特例措置の必要性を把握するため、特例措置を利用する保険医療機関等への資料提出依頼、訪問調査等を行うことを予定しており、詳細については追って連絡することとしているので、その際には別途対応をよろしくお願ひしたい。

なお、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について」（平成26年9月24日厚生労働省保険局医療課事務連絡）は平成27年3月31日限り廃止する。【編注：追補(3)（平成26年9月）6頁～10頁は削除】

記

- 1 東日本大震災に伴う保険診療の特例措置（別添〔略〕参照）については、被災の影響により施設基準等を満たせなくなった場合の利用を原則とするものである。
よって、地方厚生（支）局に届出の際、特例措置の利用が被災の影響によるものであると認められない場合、特例措置を利用すれば新たな施設基準等を満たすことができる場合又は特例措置を利用しなくても施設基準等を満たすことができている場合においては、届出を認めないものとする。
- 2 福島県の保険医療機関においては、特例措置を利用する場合、現に利用している特例措置については平成27年4月30日までに、平成27年4月1日以降に利用を開始する特例措置については速やかに、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」（以下「届出様式」という。）〔略〕により地方厚生（支）局に届出を行い、当該届出が認められた場合は、平成27年9月30日まで、特例措置を利用することができる。
福島県以外の都道府県の保険医療機関においては、現に利用している特例措置についてのみ継続の届出を行うことができる。特例措置を利用する場合、平成27年4月30日までに、届出様式により地方厚生（支）局に届出を行い、当該届出が認められた場合は、平成27年9月30日まで、当該特例措置の利用を継続することができる。
ただし、今後、被災者や被災医療機関等の状況に変化があり、必要がある場合には別途対応を検討することとしており、被災者や被災医療機関等の状況に変化があった場合は、その旨を地方厚生（支）局に申し出ること。
なお、届出にあたって届出様式とは別に提出が必要な資料については、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の概要」（別添）〔略〕に記載しているので、それに沿って対応すること。
- 3 「東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第2条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件」（平成26年厚生労働省告示第379号）で示した180日を超える入院を選定療養の対象としないこととする特例については、平成27年3月31日までの取扱いとなっていたが、平成27年9月30日までの取扱いにすることを別途告示する。
- 4 上記の取扱いについては、東日本大震災による被災に伴う医療提供体制の状況等に鑑み特例的に行う措置であり、保険医療機関等において、特例措置を利用する際には、職員の勤務状況、健康状態等に配慮するようお願いする。